

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年8月12日(2010.8.12)

【公表番号】特表2009-541262(P2009-541262A)

【公表日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-047

【出願番号】特願2009-515865(P2009-515865)

【国際特許分類】

C 07 C 233/78 (2006.01)

A 61 K 51/00 (2006.01)

C 07 C 231/12 (2006.01)

C 07 B 59/00 (2006.01)

【F I】

C 07 C 233/78 C S P

A 61 K 49/02 C

C 07 C 231/12

C 07 B 59/00

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月21日(2010.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

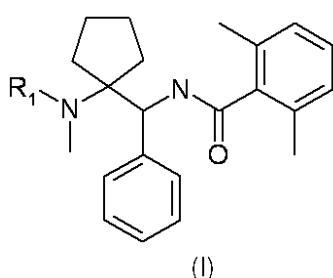
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(I)：

【化1】



(式中、R<sub>1</sub>は、<sup>3</sup>H、<sup>11</sup>C、<sup>14</sup>C、<sup>13</sup>N、<sup>15</sup>O、<sup>76</sup>Br、<sup>18</sup>F、<sup>123</sup>I、<sup>125</sup>I、<sup>131</sup>I、<sup>75</sup>Br、<sup>76</sup>Br、<sup>77</sup>Brおよび<sup>82</sup>Brから選択される放射性核種を含むか、またはこれらからなる放射標識基である)の化合物またはその塩もしくは溶媒和物。

【請求項2】

R<sub>1</sub>が、<sup>11</sup>Cを含むC<sub>1-6</sub>アルキル基である、請求項1記載の化合物。

【請求項3】

[<sup>11</sup>C-N-メチル]-N-[1-(ジメチルアミノ)シクロペンチル](フェニル)メチル]-2,6-ジメチルベンズアミドまたはその塩もしくは溶媒和物である、請求項1記載の化合物。

【請求項4】

2,6-ジメチル-N-[1-(メチルアミノ)シクロペンチル](フェニル)メチル]ベンズアミドを式(IV)：

R<sub>1</sub>-X(IV)

(式中、R<sub>1</sub>は、<sup>3</sup>H、<sup>11</sup>C、<sup>14</sup>C、<sup>13</sup>N、<sup>15</sup>O、<sup>76</sup>Br、<sup>18</sup>F、<sup>123</sup>I、<sup>125</sup>I、<sup>131</sup>I、<sup>75</sup>Br、<sup>76</sup>Br、<sup>77</sup>Brおよび<sup>82</sup>Brから選択される放射性核種を含有する基であり、Xは脱離基である)

の化合物と反応させ；その後、任意にその塩または溶媒和物を形成することを含む、請求項1～3のいずれか1項記載の化合物の調製法。

**【請求項5】**

療法において使用される請求項1～3のいずれか1項記載の化合物。

**【請求項6】**

GlyT1リガンドまたはSPECTリガンドとして使用される、請求項1～3のいずれか1項記載の化合物。

**【請求項7】**

GlyT1結合試験において使用される請求項1～3のいずれか1項記載の化合物。

**【請求項8】**

哺乳動物においてGlyT1を標識するのに、哺乳動物においてGlyT1を発現させるのに、GlyT1を画像診断するのに、哺乳動物においてGlyT1を発現させる組織を画像診断するのに、哺乳動物の脳におけるグリシントランスポーターサブタイプ1(GlyT1)を画像診断するのに、または哺乳動物組織におけるGlyT1機能を検出または定量化するのに用いられる、請求項1～3のいずれか1項記載の化合物。

**【請求項9】**

哺乳動物がヒトである、請求項8記載の化合物。

**【請求項10】**

哺乳動物においてGlyT1を標識するための、哺乳動物においてGlyT1を発現させるための、GlyT1を画像診断するための、哺乳動物においてGlyT1を発現させる組織を画像診断するための、哺乳動物の脳におけるグリシントランスポーターサブタイプ1(GlyT1)を画像診断するための、または哺乳動物組織におけるGlyT1機能を検出または定量化するための組成物の製造における、請求項1～3のいずれか1項記載の化合物の使用。

**【請求項11】**

前記哺乳動物がヒトである、請求項10記載の使用。

**【請求項12】**

請求項1～3のいずれか1項記載の化合物および少なくとも1つの医薬的に許容される担体、希釈剤または賦形剤を含む、神経障害または精神神経障害の治療用医薬組成物。